

## 郡山市公共政策アドバイザー設置要綱

### (設置)

第1条 本市の公共の利益を増進させるための政策（以下「公共政策という。」）を推進し、もって郡山市まちづくり基本指針で示す将来都市構想を実現するに当たり、国、地方自治体、高等教育機関、企業等が公開する統計等のデータを活用した、本市の証拠に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）について、専門的な知見から適切な助言及び指導を受けるため、郡山市公共政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

### (委嘱)

第2条 アドバイザーは、統計に関する幅広い識見及び経験を有し、当該識見及び経験に基づいた適切な助言及び指導を行うことができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第3条 アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (職務)

第4条 アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本市のEBPMに係る助言及び指導に関すること。
- (2) 本市の統計及び統計分析に係る人材育成に関すること。
- (3) その他本市の公共政策の推進のため、市長が必要と認める事項に関すること。

### (服務)

第5条 アドバイザーは、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

2 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 アドバイザーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

### (謝礼金等)

第6条 アドバイザーに謝礼金及び交通費を支給し、その額は市長が別に定める。

### (解嘱)

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にあっても解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたとき。
- (2) アドバイザーに必要な適格性に欠けると認めたとき。
- (3) アドバイザーを設置する必要がなくなったとき。
- (4) 第5条の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

### (庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、政策開発部政策統計課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。